

学校いじめ防止基本方針

南房総市立富山小・中学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を盗られたり、壊されたり、たかられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

いじめは、本校で起こるという認識を持ち、すべての児童・生徒を対象にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題を学校の全教育活動との関わりにおいてとらえ、指導の改善によって、いじめを生むことのない自己指導力を身につけた生徒、そして生き生きとした自治的活動が行える集団づくりを進める。

そのためには、いじめ対策委員会を中心とした校内指導体制の強化と教師の指導力、さらには組織的な連携と迅速な対応が欠かせない。いじめのない学校づくりを推進していくために、毎日の学校生活の中で自他を尊重し、豊かな人間関係を築ける生徒を育てていく。

(1) 心身の発達に即した児童・生徒理解と豊かな人間関係づくりの促進

- ・いじめアンケート（学期に1回）と教育相談旬間（年3回）を実施し、教育相談活動の深化を図り、心身の発達の状況をふまえた児童・生徒理解を深める。
- ・学級経営、教科指導、児童・生徒活動等の充実を図り、様々なふれあいを通して生徒と生徒（児童と児童）、生徒と教師（児童と教師）の好ましい人間関係を確立する。

(2) 児童と生徒の自己指導力の育成

- ・学級活動、児童・生徒活動、学校行事、部活動等、集団の一人としての役割と責任を持たせ、目標に対し協力し合い、自らの手で問題解決に取り組める力を養う。
- ・リーダーとフォロワーを育成し、集団活動の場を通して常に向上を目指す集団づくりを行う。

(3) 家庭、地域、関係機関及び他校との連携強化

- ・学校ホームページ、学校だより、学年だより等による積極的な情報発信と保護者との緊密な連絡による情報収集を行う。
- ・校内や地域の生徒指導の組織等を積極的に活用し、連携した生徒指導体制の整備を図る。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 生徒指導委員会（中学部週1回・小学部月1回開催 「いじめ対策委員会」の事務局を兼ねる）
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SCで組織する。いじめ防止を含め配慮を要する児童・生徒について現状や今後の方針の情報交換及び共通理解を図る。心配のある児童・生徒について、SCから専門的なアドバイスを受け、具体的な対応方法を検討する。
- (2) 長欠対策委員会（中学部週1回・小学部月1回開催）・拡大長欠対策委員会
校長、教頭、長欠対策主任（生徒指導主任）、教務主任、各学年教育相談担当または該当児童・生徒の学級担任で構成する。長欠および長欠傾向のある児童・生徒について、SCから専門的なアドバイスを受け、具体的な対応方法を検討する。必要に応じて関係機関の担当者とケース会議を行う。
- (3) 職員会議（月1回開催）
全職員で児童・生徒の現状や指導についての共通理解を図る。

3 いじめの防止等のための指導の重点（※年間指導計画は別表1）

- (1) いじめの未然防止
 - (ア) 職員の共通理解
 - ・「いじめは決して許さない」という姿勢を日々の教育活動を通じて児童・生徒に示す。
 - ・「いじめ」の構造や対処について理解を深め、自己の言動や指導姿勢の振り返りを行う。
 - (イ) 学級経営・教科指導の充実
 - ・学級活動や学校・学年行事の中で、自己有用感を高める。
 - ・「わかる授業・できる授業」の実践に努め、児童・生徒が成就感を持てるようにする。
 - (ウ) 道德教育の充実
 - ・すべての教育活動において道德教育を実践し、思いやりの心を育てる。
 - (エ) 児童・生徒活動を通じた健全な集団の育成
 - ・リーダーとフォロワーを育成し、自治能力を高める。
 - ・達成感や成就感を通して温かい人間関係を醸成し、お互いを認め合う集団づくりをする。
 - (オ) 教育相談体制の整備
 - ・全児童・生徒対象に年3回の教育相談を実施する。
 - ・第1回5月（学級担任）、第2回10月（全職員）、第3回2月（全職員）
 - ・中学部は4月から1年間をかけてSCと全員が個別面談を行う。
 - (カ) ネット上でのいじめ防止
 - ・情報モラル教室や家庭教育学級で、インターネット等の利用に関する啓発活動を行う。
 - ・集会や学期ごとのPTAで全体指導または個別面談を行う。
 - (キ) 教職員の言動
 - ・教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを誘発したりすることがあることを理解する。
 - ・特に次のような事情がある児童生徒に対しては、個々の特性を理解し、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行う必要がある。
 - 発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - 災害や事故により被災し、避難している児童生徒
 - 経済的な困難を抱えている家庭の児童生徒

(2) 早期発見のための取り組み

(ア) アンケートの実施

- ・全児童対象に年2回、全生徒対象に年3回のいじめアンケートを実施する。

(イ) 生徒と教師の信頼関係の確立

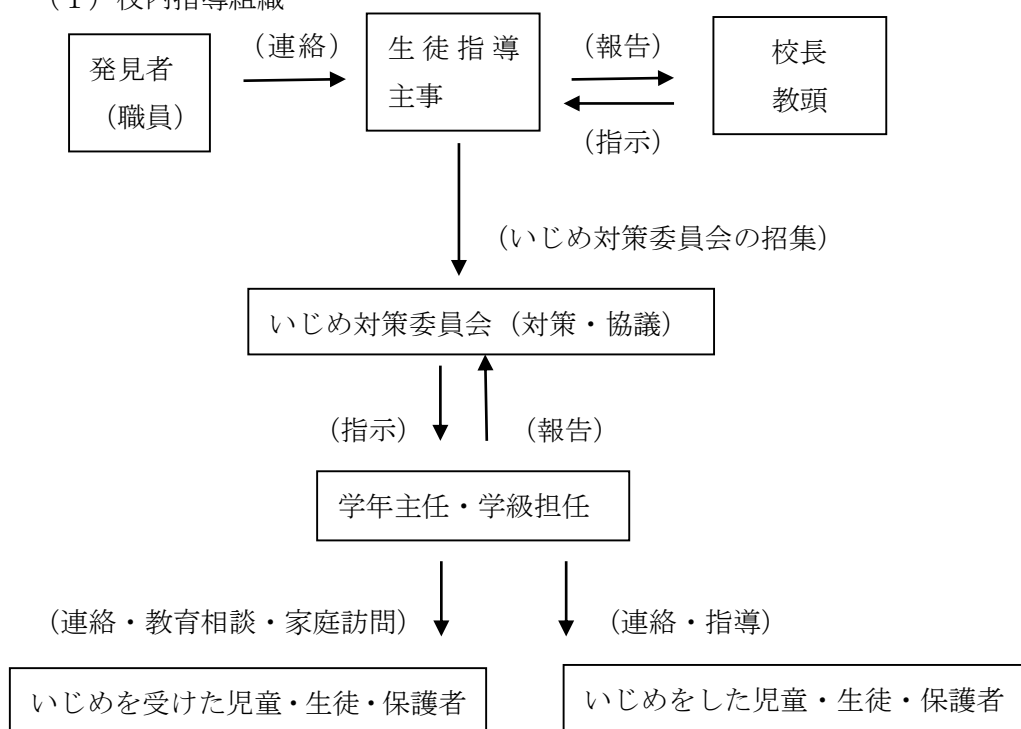
- ・中学部は、毎日生活ノート「ライフ」を提出させ、交友関係や悩みを把握する。その際、内容とともに書かれた文字の変化にも注意する。

(ウ) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・原則として欠席した児童・生徒には、当日中に電話連絡。連続3日以上欠席に対して家庭訪問を行い、家庭との連携を図る。
- ・保護者からの相談には電話連絡、面談等により迅速かつ誠実に対応する。
- ・学校以外の相談機関は別表2に示す。

4 いじめを認知した場合の対応

(1) 校内指導組織



(2) 具体的な対応内容

(ア) いじめまたはその可能性があることの発見・通報を受けた場合は、校長（教頭）に報告するとともに速やかに事実確認を行う。

(イ) いじめまたはその可能性がある事実が確認された場合は、校長（教頭）に報告し、いじめ対策委員会を開き対応を協議する。

(ウ) 重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするために、いじめ調査委員会を開き、速やかに調査を行う。

(エ) いじめを止めさせ、再発を防止するために継続的な支援・指導・助言を行う。

- ・いじめを受けた児童・生徒・保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言
- ・教育委員会（教育相談センター）等関係機関との連携を定期的に行い、必要に応じてケース会議を実施

- (オ) いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- (キ) いじめが起きた集団・傍観者への適切な働きかけと指導を行う。

(3) いじめ対策委員会の構成者

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当生徒の学年主任および学級担任、各学年生徒指導担当、養護教諭、長欠対策主任、教育相談主任

(4) いじめ調査委員会の構成者

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(5) いじめの解消

(国基本方針)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- (ア) いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、全職員で見守り、支援する。
- (イ) 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。
- (ウ) いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組んでいく。
- (エ) いじめ事案の解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても、学級活動や授業、日常生活の中で組織的に指導する。

5 その他の留意事項

- (ア) いじめの事実を隠蔽せず、いじめの実態把握と措置を適切に行う。
- (イ) 学校評価を実施し、取り組みを評価する。
- (ウ) いじめに関するアンケート用紙は5年間の保存とする。
- (エ) 本校の「いじめ防止基本方針」は年3回の確認を行い、必要に応じて加筆・訂正を行う。

6 重大事態への対処

<重大事態の定義>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (「いじめ防止対策推進法」第28条より一部抜粋)

- (ア) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 教育委員会の指導・支援のもと、調査組織を設置する。
- (ウ) 調査組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (エ) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し事実関係及びその他必要な情報を適切に提供する。
- (オ) 調査結果を教育委員会に報告し、必要な措置を取る。

7 その他

(1) 「学校いじめ防止基本方針策定のための構成者」

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 日常的にいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応する組織

いじめ対策委員会



生徒指導委員会（「いじめ対策委員会」の事務局を兼ねる）

- ・ 中学部：週1回開催（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC）
- ・ 小学部：月1回開催（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC）

長欠対策委員会・拡大長欠対策委員会

- ・ 中学部：週1回開催（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年教育相談担当、養護教諭、SC）
- ・ 小学部：月1回開催（校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年教育相談担当、養護教諭、SC）

<別表1> いじめ防止対策 年間指導計画

月	学校の取り組み	児童・生徒の取り組み	保護者との連携
4	「学校いじめ防止基本方針」の確認	先輩宣言 新入生歓迎会	PTA 常任委員会 PTA 定期総会 家庭訪問
5	中学部 SC との全員面談開始 全校いじめアンケート① 教育相談①（担当：学級担任）	1～6年遠足 7年：学年行事 8年：宿泊合宿 9年：修学旅行 生徒総会	
6			
7	学校評価①	運動会集会	学期末 PTA 個人面談（小学部）
8			PTA 常任委員会
9		運動会（小中合同）	
10	「学校いじめ防止基本方針」の確認 教育相談②（担当：全職員）	校内文化祭 6年修学旅行 学校評価アンケート①	PTA 常任委員会 学校評価アンケート①
11	全校いじめアンケート② メール・ブログ等に関するアンケート	生徒会選挙 市・町音楽会	
12			3者面談（中学部） 学級懇談（小学部）
1		学校評価アンケート②	PTA 常任委員会 学校評価アンケート②
2	全校いじめアンケート③ 教育相談③（担当：全職員）	フラワーマーチ	PTA 常任委員会
3	「学校いじめ防止基本方針」次年度に向けた検討	予餞会 6年生を送る会	PTA 常任委員会 学年末 PTA（小・中）

※たてわり活動を定期的に行う（清掃・遊び等）

<別表2> 学校以外の相談機関

相談内容	相談機関	所在地
子育て全般	南房総市教育委員会 子ども教育課	南房総市岩糸 2489 TEL 46-2966
子育て全般	南房総教育事務所 安房分室	館山市北条 402-3 TEL 25-3398
子育て全般	子ども家庭支援センター「オレンジ」	南房総市谷向 116-2 TEL 28-4288
子育て全般	君津児童相談所	君津市中野 4-18-9 TEL 0439-55-3100
子育て全般	千葉県子どもと親のサポートセンター	千葉市稲毛区小仲台 5-10-2 TEL 0120-415-446
発達や障害	千葉県総合教育センター特別支援教育部	千葉市稲毛区小仲台 5-10-2 TEL 043-207-6025
子どもの非行	内房地区少年センター	木更津市新田 2-3-1 TEL 0438-25-9750
子どもの非行	館山警察署 生活安全課	館山市北条 1092-2 TEL 23-0110